

## 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法第12条に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間：平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1 平成21年6月1日より運用している職員の子供預りサービス「子育てハッピー応援団」利用への呼び掛けを継続します。

<対策>

- 平成29年4月～ 特に新入協職員（パート職員含む）への制度周知と利用の呼びかけを実施。

目標2 育児休業取得を希望した職員が取得しやすい環境の整備を行います。

- ・男性職員・・・取得率7%以上とすること
- ・女性職員・・・取得率80%以上とすること

<対策>

- 平成29年4月～ 男性職員の育児休業参加を促進するための周知・啓発の実施。

目標3 ワーク・ライフ・バランスを推進します。

<対策>

- 「ノーエネルギーDAY」（ノー残業DAY）に取り組み家庭と仕事の両立及び業務効率の改善を進めます。

目標4 半休および家族サービス休暇制度の継続実施と取得の推進を行います。

<対策>

- 平成29年4月～ 引き続き全職員を対象の半休と家族サービス休暇制度を周知・啓発し、家族との余暇・親孝行を推進します。

以上